

交通安全ワンポイント アドバイス

改正点に注意しましょう

改正道路交通法の施行について

道路交通法が改正され、3月12日から施行されます。

①準中型免許の新設

②高齢運転者対策の推進

認知機能検査などが強化されており、主な改正点は、次のとおりです。

- ・臨時認知機能検査、臨時高齢者講習の新設
- ・臨時適性検査制度の見直し
- ・高齢者講習の合理化・高度化

※詳細は、近くの警察署などにお尋ねください。

県内において交通死亡事故が多発しています。

安全運転・交通事故防止につとめましょう。



問い合わせ先 役場総務課防災係 ☎ 286-3111
御船警察署 ☎ 282-1110

地域安全ニュース

いつでもどこでも愛錠2(ツー)ロック

施錠を必ずしましょう！

盗まれないための基本は2ロック！

自転車から離れる場合は、わずかな時間でも必ずカギをかけましょう！御船署管内で発生している自転車盗の約74%が無施錠の状態での被害です(平成28年中)。カギをかけていれば被害を防ぐことができる場合も少なくありません。

自宅や学校の駐輪場でも必ずカギをかけましょう！



車上ねらいに注意！

御船警察署管内では、自転車盗・オートバイ盗などの乗り物盗のほかに、車上ねらいも発生しています！駐車するときは、わずかな時間でも必ずカギをかけ、車内に貴重品などを置いたまま車外に出ないようにしましょう。

4月1日から自転車の防犯登録手数料が500円から600円になります。

※自転車防犯登録は、法律で義務化されています

問い合わせ先 御船地区防犯協会連合会・御船警察署
☎ 282-1110 ☎ 261～264

かしこい消費者

～教えて！契約～

未成年者が契約したら

20歳未満の人を未成年者といいます。未成年者が単独で有効な法律行為を行うためには、法定代理人(親権者、未成年後見人)の同意が必要です。

法定代理人には、未成年者の代わりに財産上の法律行為を行う代理権、法律行為を取り消す権限、追認する権限もあります。法定代理人の同意を得て契約した場合は取り消すことはできませんが、同意を得ていない場合は未成年者自身も取り消すことができます。

取り消しが認められない場合

未成年者が、契約の相手に対し、自分が成年者であると信じさせるために詐術を用いた場合には、その法律行為は取り消すことができません。

詐術を用いた場合とは、単に年齢を偽る場合だけではなく、親の同意を得ていると偽った場合も該当します。どのような場合に詐術に当たるのかは、具体的な事情によって異なりますが、積極的な詐欺的手段を用いることが必要とされています。例えば、「成年ですか」と聞かれ、単に「はい」と答えただけでは、該当しません。戸籍謄本を偽造するとか、第三者に自分が成年者であると言わせたり、親の代わりとして同意させたりすれば、詐術に当たると判断されるでしょう。

成年者とみなされる場合

法定代理人から営業を許された未成年者は、その営業に関して成年者と同様に有効な法律行為を行うことができます。また、未成年者が結婚した場合、その未成年者は成年者とみなされます。これらの場合も未成年者は契約を取り消すことができません。

町内・御船署管内の事故・事件の発生状況

事故・犯罪区分	発生状況(件)			
	町内		御船署管内	
	1月中	累計	1月中	累計
人身事故	7	7	24	24
物損事故	55	55	172	172
空き巣	0	0	1	1
自販機狙い	0	0	0	0
万引き	2	2	7	7
オートバイ盗	1	1	2	2
自転車盗	0	0	1	1
車上狙い	0	0	0	0

件数は平成29年1月末現在

問い合わせ先 役場総務課防災係 ☎ 286-3111
御船警察署・御船地区防犯協会連合会
☎ 282-1110 ☎ 261～264